



沈丁花・水仙

村上会計だより

編集 発行人
村上税理士事務所
税理士 村上 行雄
税理士 村上 慎一
〒933-0843
高岡市永楽町1-2
TEL 0766(24)2030(代)
FAX 0766(24)2160
<http://murakami.zei-mu.com>

3月の税務と労務

3月

(弥生) March

21日・春分の日

- 国 税 / 平成17年分所得税の確定申告
2月16日～3月15日
- 国 税 / 個人の青色申告の承認申請 3月15日
- 国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税 / 2月分源泉所得税の納付 3月10日
- 国 税 / 個人事業者の17年分消費税の確定申告
3月31日
- 国 税 / 1月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 3月31日
- 国 税 / 7月決算法人の中間申告 3月31日
- 国 税 / 4月、7月、10月決算法人の消費税の

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	・

中間申告(年3回の場合) 3月31日

地方税 / 個人の都道府県民税、市町村民税、事業税
(事業所税)の申告 3月15日



日切れ法案

一定期間が過ぎると、規定した措置の適用が無くなることを定めた法律のこと。税法の場合、所得税法や法人税法などでは恒久的な規定が定められているのに対し、租税特別措置法では景気対策等の政策税制として2年～3年間だけ適用する等の規定をしており、3月末で期限切れとなる措置が多くあります。

平成18年度 税制改正(案)のポイント

平成十八年度の税制改正は、定率減税など過去に導入された減税措置の縮小・廃止が中心となつて増税色が強くなつていきます。その一方、税源移譲や安心・安全への配慮、経済活性化への配慮等から小幅ながらも緊急性の高い改正項目が数多く盛り込まれています。

事業者に関係する改正を中心に概要をまとめてみました。

1 タイムスケジュール

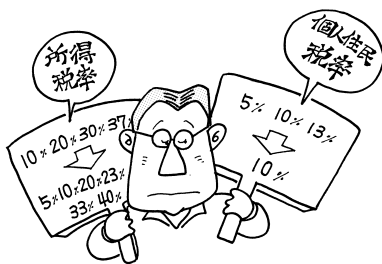
平成十七年度改正で、実施時期が今年からのものもありますので、これらを含めて主なものを整理すると図表1のようになります。

2 定率減税の廃止

平成十七年度改正により、本年一月から減税額が半分となるのに続き、平成十九年一月からは残りの減税分も無く

図表1 改正タイムスケジュール

平成18年 1月	所得税の定率減税半減 個人住民税の65歳以上の者の非課税措置を段階的に廃止 ・退職者に対する給与支払報告書の提出	
平成18年 4月	IT投資促進税制の廃止 耐震改修促進税制の創設 ・交際費課税の範囲の明確化	
5月	・酒税の税率見直し	
6月	個人住民税の定率減税半減	
7月	たばこ税の引き上げ	
平成19年 1月	所得税の定率減税を廃止 ・税源移譲の実施	
6月	個人住民税の定率減税廃止	=増税 =減税



1 地震保険料控除の創設

4 安心・安全への配慮

○%の内訳は、道府県民税4%、市町村民税6%となります。

なお、個人住民税の所得割一

三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税へ税源移譲が行われます。具体的には図表2のような税率となりますが、納税者の負担に極力変化が生じないよう配慮されています。

3 税源移譲

三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税へ税源移譲が行われます。具体的には図表2のような税率となりますが、納税者の負担に極力変化が生じないよう配慮されています。

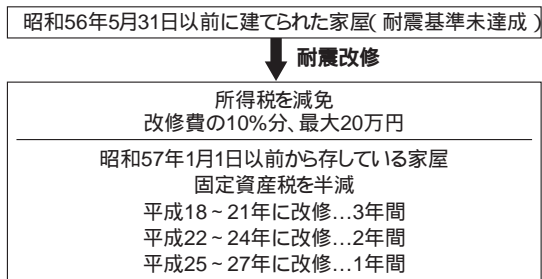
図表2 所得税

現行	【課税所得】	【税率】	改正案	【課税所得】	【税率】
330万円以下の金額		10%	195万円以下の金額		5%
900万円以下の金額		20%	330万円以下の金額		10%
1,800万円以下の金額		30%	695万円以下の金額		20%
1,800万円超の金額		37%	900万円以下の金額		23%
			1,800万円以下の金額		33%
			1,800万円超の金額		40%

個人住民税(所得割)

現行	【課税所得】	【標準税率】	改正案	【課税所得】	【標準税率】
200万円以下の金額		5%	一律		10%
700万円以下の金額		10%			
700万円超の金額		13%			

図表3 耐震改修促進税制の仕組み



2 既存住宅を耐震改修した場合の税額軽減措置

4 安心・安全への配慮

○%の内訳は、道府県民税4%、市町村民税6%となります。

なお、個人住民税の所得割一

三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税へ税源移譲が行われます。具体的には図表2のような税率となりますが、納税者の負担に極力変化が生じないよう配慮されています。

3 税源移譲

三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税へ税源移譲が行われます。具体的には図表2のような税率となりますが、納税者の負担に極力変化が生じないよう配慮されています。

図表3に掲げるように、既存住宅を耐震改修した場合に所得税と固定資産税が軽減される措置がとられません。対象となるのは、所得税が平成十八年四月から二十年十二月までの改修、固定資産税が平成十八年一月から二十七年十二月までの改修です。

5 情報基盤強化税制の創設

IT投資促進税制が廃止されることに伴い、情報基盤強化税制が創設されます。

青色申告書を提出する事業者が、平成十八年四月一日から二十年三月三十一日までの間に、産業競争力の向上に資する設備等であって情報セキュリティ対策に対応したものの取得等をして国内にある事業の用に供した場合には、その設備等の基準取得価額の10%相当額の特別税額控除と50%相当額の特別償却との選択適用ができます。

また、資本金一億円以下の法人は、基準リース費用総額の60%相当額について10%の特別税額控除（当期の法人税額の20%が限度）ができます。

6 中小・ベンチャー企業支援

1 同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し

(1) 留保金課税の対象となる同族会社の判定が、三株主グループによる判定から一株主グループによる判定に変わります。

(2) 内部留保に対する控除額を大幅に引き上げることにより、内部留保の充実が図れるように改正されています。

2 交際費課税の範囲の明確化

損金不算入となる交際費等の範囲から一人当たり五千円以下の一定の飲食費が除かれ、適用期限が二年延長されます。

3 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（三〇万円未満）

その事業年度に取得等をした少額減価償却資産の取得価額の合計額が三〇〇万円を超える部分については対象外となり、期限が二年延長されますので注意が必要です。

4 中小企業投資促進税制

中小企業者等が機械装置等を取得した場合、取得価額の7%の特別税額控除（リースを含む）または30%の特別償却が認められる

制度ですが、対象資産に一定のソフトウェア及びデジタル複合機が加えられるとともに、対象資産から電子計算機以外の器具備品が除外され、適用期限が二年延長されます。

7 土地・住宅税制

1 登録免許税の軽減措置の縮小

建物の売買などの税率は、平成十八年四月から当初の予定どおり1%から2%に引き上げられます。ただし、土地の売買に係る税率は、1%のまま平成二十年三月まで据え置きとなります。

2 不動産取得税の軽減措置延長

土地等の取得に係る税率は、平成二十一年三月まで3%が維持されます。

3 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限延長

平成十九年末まで延長されます。

8 その他

1 役員給与の損金算入見直し

(1) 役員賞与については、従来、損金算入が認められていませんでしたが、確定した時期に確定した額を支給するなどの定め

に基づいて支給されるもの（利益を基礎として算定される給与を除く）は、損金算入することができるようになります。

(2) 実質一人会社（同族関係者が90%以上の株式を保有し、常務に従事する役員が過半数を占める会社）のオーナー社長の給与については、その給与と所得控除額相当分が法人の段階では損金不算入となります。ただし、所得による適用除外規定もありませんので注意が必要です。

2 相続税物納制度の抜本的見直し

物納不適格財産を明確化するとともに、物納申請の許可または却下を、申請期限から三か月以内に行うものとし、審査期間内に許可または却下をしない場合には物納を許可したものとみなされます。

3 公示制度の廃止

個人情報保護の観点から、所得税・相続税・贈与税・法人税の申告書に係る公示制度が廃止されます。

4 寄付金控除の拡大

所得金額から控除される寄付金控除の適用下限額を、一万円超から五千円超に引き上げています。

小規模宅地等の課税の特例適用の可否

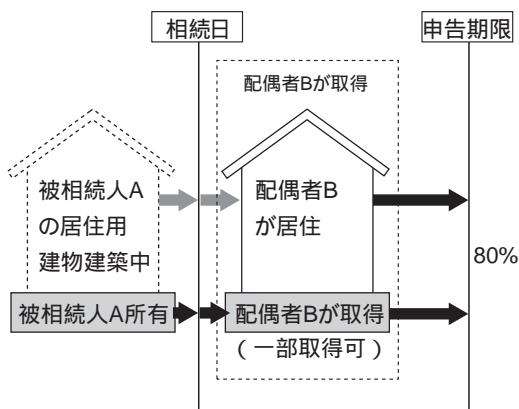
Q 被相続人Aは、その住宅の老朽化に伴い、建替えをすることとしました。ところが、その建替工事中に仮住まいの賃貸マンションで急逝してしまいました。その後建替工事は順調に進み、Aの相続開始から3ヵ月後に完成し、Aの妻Bが入居、その居住用土地建物はBが取得しました。このBの取得した宅地は小規模宅地等の課税の特例は適用できますか？

A 小規模宅地等の課税の特例は、原則として、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されているかどうかで判断します。形式的には、ご質問の宅地は相続開始直前においては被相続人の居住の用に供されておらず、特例の適用はできないものと考えられます。

しかしながら、居住用の建物は建替えることも想定されるため、このような建替えの場

合には、その工事が相続税の申告期限までに完成して、居住の用に供していれば特例の適用を受けられることとなっています。

したがって、ご質問のケースにおける宅地は、小規模宅地等の課税の特例の適用対象地とすることができます。さらに、被相続人の居住用宅地等を配偶者Bが取得し、居住の用に供していますので「特定居住用宅地等」として240㎡までの部分については、80%の評価減をすることができます。



答 ご質問の場合の固定資産税の未払計上は認められません。

問 当社の本店所在地A市では、固定資産税の賦課決定が、毎年六月十日に行われます。また、当社は四月決算法人ですが、この六月十日に賦課決定された固定資産税を、未払計上することができますか？

税金
一口
メモ

固定資産税の損金算入時期

固定資産税の損金算入時期は、原則として、賦課決定のあった日の属する事業年度です。たとえ納税義務の発生がその年一月一日の所有に係るものであっても賦課決定の日より前に損金算入することは認められていません。

問 私は、分譲マンションの一室を賃貸していますが、マンションの管理組合に共益的管理費のほか、将来の修繕のための費用を毎月支払っています。支払った金額はすべてマンション管理組合に帰属し、返還されません。

答 この積立金は不動産所得の必要経費になるのでしょうか？

答 積立の目的により、次のとおり取扱いが異なります。

積立が修繕のための準備金としての性格以外に資本的支出（建替え等）に充てられると見込まれる場合などマンションを譲渡するときに譲渡対価に反映されるものであれば、資産勘定で処理しなければなりません。

共益費と同様に経常的な維持管理費用に充当されるにすぎないような場合には、必要経費に算入しても差し支えありません。

マンション管理組合に支払った修繕積立金の取扱